

第4章 個別労働関係紛争に係るあっせん等

1 事前相談

(1) 概要

令和2年の相談件数は163件で、前年に比べ43件(35.8%)の増加となった。相談件数が150件を上回るのは、リーマンショック後の平成24年以来8年ぶりである。相談内容の事項別では、職場の人間関係42件、雇用(解雇等)24件、賃金不払い18件等となっている。

(2) 相談件数

(単位：件)

区分		28年	29年	30年	31・元年	2年	平均	
相談件数		116	106	99	120	163	120.8	
相談内容の事項別	賃金等	賃金不払い	13	13	10	12	18	13.2
		一時金	1	1	—	1	4	1.4
		退職金	—	5	2	5	16	5.6
		諸手当	7	4	6	4	12	6.6
		その他賃金に関するもの	7	8	15	15	2	9.4
	労働条件	労働時間	3	3	4	3	1	2.8
		休日・休暇	7	4	4	3	2	4.0
		安全衛生	—	—	—	1	—	0.2
		その他労働条件に関するもの	1	9	9	8	15	8.4
	経営・人事	人員整理	—	—	—	—	1	0.2
		配置転換・出向	3	1	4	6	4	3.6
		雇用(解雇等)	45	25	12	25	24	26.2
		雇止め	4	11	9	4	5	6.6
		退職強要	1	5	4	6	16	6.4
		その他経営・人事に関するもの	11	3	8	16	17	11.0
	労働福祉	3	1	1	1	1	1.4	
	組合	—	2	4	—	—	1.2	
	職場の人間関係	—	—	—	—	42	—	
	その他	18	27	36	45	25	30.2	
	当事者の男女別	男性	75	53	52	60	82	64.4
女性		41	53	47	60	81	56.4	
当事者の住所別	京都市内	31	42	41	56	76	49.2	
	京都市内以外	40	23	15	37	40	31.0	
	不明	45	41	43	27	47	40.6	
当事者の労使別	労働者	108	101	94	117	154	114.8	
	事業主	5	5	4	3	8	5.0	
	不明	3	—	1	—	1	1.0	
相談の態様別	来局	25	26	13	32	40	27.2	
	電話	91	80	86	87	120	92.8	
	その他	—	—	—	1	3	0.8	

(注) 1 複数の事項を含む相談があるため、相談件数と相談内容事項別件数の計とは一致しない。

2 平成31・令和元年までの「職場の人間関係」に関する相談は「その他」に計上している。

2 個別労働関係紛争に係るあっせん

(1) 概要

令和2年に係属した22件のうち16件が終結し、その内訳は、解決が10件、打切りが3件、取下げが3件であった。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため期日を延期した事件が1件あったこと、またあっせんが3回に及んだ事件が2件あったことから、平均あっせん係属日数が長くなった。

ア 取扱状況

令和2年に係属した個別労働関係紛争に係るあっせんは、前年からの繰越が1件、新規申請が21件の計22件で、うち16件が終結し、6件が次年繰越となった。(表1)

表1 取扱状況 (単位：件)

年	区分	係属件数			終結件数	次年繰越
		前年繰越	新規申請	計		
28		1	9	10	10	—
29		—	6	6	6	—
30		—	3	3	3	—
31・元		—	9	9	8	1
2		1	21	22	16	6
平均件数		0.4	9.6	10.0	8.6	1.4

イ 新規申請の状況

(7) 申請者別状況

申請者別にみると、21件全てが労働者からの申請であった。(表2)

表2 申請者別新規申請件数 (単位：件)

年	区分	申請者別			計
		労働者	事業主	双方	
28		9	—	—	9
29		6	—	—	6
30		2	1	—	3
31・元		8	1	—	9
2		21	—	—	21
平均件数		9.2	0.4	—	9.6

(イ) 月別状況

月別にみると、9月、11月、12月が各3件、1月～3月、10月が各2件、5月～8月が各1件であった。(表3)

表3 月別新規申請件数 (単位：件)

年	月	月別												計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
28		—	—	1	2	—	1	1	—	—	2	2	—	9
29		1	—	—	—	1	—	—	2	—	1	1	—	6
30		—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
31・元		—	1	1	1	1	—	1	2	—	—	2	—	9
2		2	2	2	—	1	1	1	1	3	2	3	3	21
平均件数		0.6	0.8	1.2	0.6	0.6	0.4	0.6	1.0	0.6	1.0	1.6	0.6	9.6

(ウ) 産業別状況

産業別にみると、製造業が5件(23.8%)、医療、福祉が4件(19.0%)、宿泊業、飲食サービス業、サービス業(他に分類されないもの)が各3件(14.3%)等であった。(表7)

(エ) あっせん事項別状況

あっせん事項別にみると、延べ件数は40件となり、賃金等が18件、経営又は人事が13件、労働条件、職場の人間関係が各4件、その他1件であった。(表8)

(オ) 地域別状況

発生地域別にみると、京都市内が16件、京都市内以外が5件であった。

ウ 終結状況

令和2年に係属した22件のうち、16件が終結し、その内訳は、解決が10件(62.5%)、打切りが3件(18.75%)、取下げ3件(18.75%)であった。打切りのうち1件は、あっせんについて被申請者が応じなかった(不応諾)ため、開催できなかったものである。(表4)

表4 終結状況 (単位：件)

年	区分	解決			打切り (不応諾)	取下げ	計	(参考)(%)	
		案提示	その他	小計				解決率	案提示率
28		7	—	7	2 (1)	1	10	77.8	77.8
29		2	—	2	3 (3)	1	6	40.0	40.0
30		1	—	1	2 (2)	—	3	33.3	33.3
31・元		4	—	4	3 (1)	1	8	57.1	57.1
2		10	—	10	3 (1)	3	16	76.9	76.9
平均件数		4.8	—	4.8	2.6	1.2	8.6	64.9	64.9

(注) 1 () は不応諾の件数で、内数である。

$$2 \text{ 解決率} = \frac{\text{解決}}{\text{解決} + \text{打切り}} \times 100 \quad \text{案提示率} = \frac{\text{案提示}}{\text{解決} + \text{打切り}} \times 100$$

エ あっせん回数及びあっせん係属日数

あっせん回数は平均1.4回、あっせん係属日数は平均53.6日であった。(表5、6)

表5 あっせん回数 (単位：件)

年	回数	0回	1回	2回	3回	4回	計	平均回数 (0回を除く)
		28	2	6	1	1		
29	4	1	1	—	—	6	1.5	
30	2	—	1	—	—	3	2.0	
31・元	2	6	—	—	—	8	1.0	
2	3	10	1	2	—	16	1.4	
平均件数		2.6	4.6	0.8	0.6	—	8.6	1.3

表6 あっせん係属日数 (単位：件)

年	日数	5日以内	6~10日	11~20日	21~30日	31~50日	51~100日	101日以上	計	平均日数
		28	—	—	—	1	5	3		
29	—	—	2	2	1	1	—	6	28.5	
30	—	—	2	—	—	1	—	3	30.3	
31・元	1	—	1	1	4	1	—	8	35.3	
2	—	—	1	3	8	2	2	16	53.6	
平均件数		0.2	—	1.2	1.4	3.6	1.6	0.6	8.6	46.2

表7 産業別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	28	29	30	31・元	2	平均件数
農業、林業、漁業		—	—	—	—	1	0.2
農業		—	—	—	—	1	0.2
建設業		—	—	—	1	—	0.2
製造業		2	4	—	2	5	2.6
食料品製造業		—	1	—	1	—	0.4
繊維工業		—	—	—	1	1	0.4
パルプ・紙・紙加工品製造業		—	1	—	—	—	0.2
窯業・土石製品製造業		1	—	—	—	1	0.4
金属製品製造業		1	1	—	—	—	0.4
生産用機械器具製造業		—	—	—	—	2	0.4
電気機械器具製造業		—	1	—	—	1	0.4
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	1	0.2
情報サービス業		—	—	—	—	1	0.2
運輸業、郵便業		—	—	1	1	1	0.6
道路旅客運送業		—	—	—	1	—	0.2
道路貨物運送業		—	—	1	—	1	0.4
卸売業、小売業		—	—	2	2	—	0.8
金融業、保険業		—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業		1	—	—	—	—	0.2
学術研究、専門・技術サービス業		—	—	—	—	2	0.4
専門サービス業(他に分類されないもの)		—	—	—	—	1	0.2
技術サービス業(他に分類されないもの)		—	—	—	—	1	0.2
宿泊業、飲食サービス業		—	—	—	2	3	1.0
宿泊業		—	—	—	2	—	0.4
飲食店		—	—	—	—	3	0.6
生活関連サービス業、娯楽業		—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業		1	—	—	—	—	0.2
医療、福祉		4	2	—	1	4	2.2
医療業		3	—	—	—	2	1.0
社会保険・社会福祉・介護事業		1	2	—	1	2	1.2
複合サービス事業		—	—	—	—	1	0.2
協同組合(他に分類されないもの)		—	—	—	—	1	0.2
サービス業(他に分類されないもの)		1	—	—	—	3	0.8
機械等修理業		—	—	—	—	1	0.2
職業紹介・労働者派遣業		—	—	—	—	1	0.2
その他のサービス業		1	—	—	—	1	0.4
公務		—	—	—	—	—	—
合 計		9	6	3	9	21	9.6

表8 あっせん事項別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	28	29	30	31・元	2	平均件数
経営又は人事		8	3	3	7	13	6.8
解雇		6	2	1	2	6	3.4
配置転換、出向・転籍		—	—	—	—	1	0.2
復職		—	—	1	1	—	0.4
懲戒処分		—	—	—	1	—	0.2
退職		2	1	1	2	4	2.0
その他の経営又は人事		—	—	—	1	2	0.6
賃金等		1	3	—	3	18	5.0
賃金未払		—	1	—	—	8	1.8
賃金減額		—	—	—	—	—	—
一時金		—	1	—	—	—	0.2
退職一時金		—	—	—	—	1	0.2
解雇手当		—	1	—	2	4	1.4
諸手当		—	—	—	—	3	0.6
その他賃金		1	—	—	1	2	0.8
労働条件等		—	—	1	—	4	1.0
年次有給休暇		—	—	—	—	—	—
時間外労働		—	—	—	—	—	—
安全・衛生		—	—	—	—	1	0.2
社会保険		—	—	—	—	—	—
その他の労働条件等		—	—	1	—	3	0.8
職場の人間関係		—	—	—	3	4	1.4
パワハラ・嫌がらせ		—	—	—	3	4	1.4
その他		—	—	—	—	1	0.2
合計		9	6	4	13	40	14.4

(注) 複数のあっせん事項を含む事件があるため、本表の件数と新規申請件数とは一致しない。

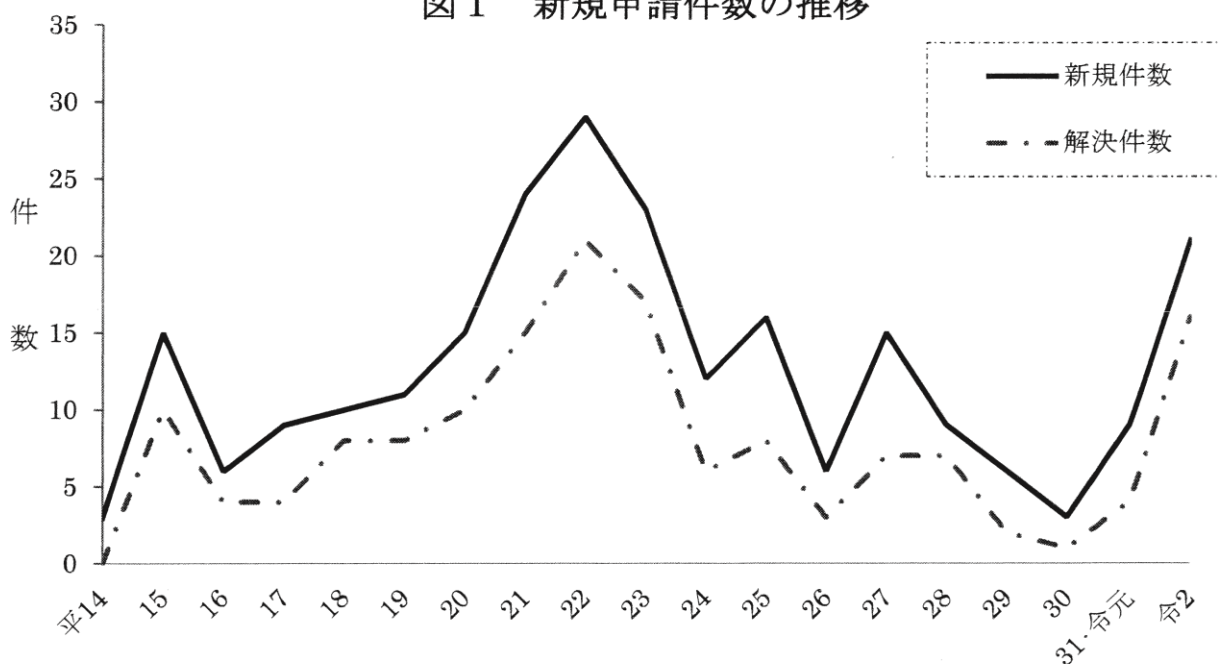
表9 年別取扱・処理件数

(単位：件)

区分 年	係 属 件 数			終 結 件 数				次年繰越
	前年繰越	新規件数	計	解 決	打 切 り	取 下 げ 不 開 始	計	
平成14年	—	3	3	—	2	1	3	—
15	—	15	15	10	2	—	12	3
16	3	6	9	4	5	—	9	—
17	—	9	9	4	2	1 (1)	7	2
18	2	10	12	8	2	1	11	1
19	1	11	12	8	1	—	9	3
20	3	15	18	10	7	—	17	1
21	1	24	25	15	8	2	25	—
22	—	29	29	21	4	—	25	4
23	4	23	27	17	3	3 (1)	23	4
24	4	12	16	6	10	—	16	—
25	—	16	16	8	6	1	15	1
26	1	6	7	3	2	—	5	2
27	2	15	17	7	8	1	16	1
28	1	9	10	7	2	1	10	—
29	—	6	6	2	3	1	6	—
30	—	3	3	1	2	—	3	—
31・元 2	— 1	9 21	9 22	4 10	3 3	1 3	8 16	1 6
計		242		145	75	16 (2)	236	

(注) () は不開始の件数で、内数である。

図1 新規申請件数の推移



(2) 係属状況一覧表

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あっせん指各年月日 終結年月日	あっせん回数 係属日数 あっせん日数	あっせん員
個令元-9 宿泊業	労働者Aが、雇い止めの撤回を求めてあっせんで申請 【あっせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが契約期間満了により退職したことを確認する。 ・事業主は解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	元. 11. 11 元. 11. 13 2. 5. 11	3回 183日 181日	佐々木(公) 山 縣(労) 塩 尻(使)
個令2-1 飲食店	労働者Aが、解雇の撤回と、撤回されない場合には社会保険等の加入、会社都合による離職票の発行及び逸失利益として3ヶ月分の給与と解雇予告手当の支払いを求めてあっせんで申請 【あっせん案要旨】 ・事業主は不手際を認めて真摯に謝罪する。 ・事業主は1月分の給与と解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	2. 1. 16 2. 1. 17 2. 2. 18	1回 34日 33日	磯 崎(公) 高 橋(労) 南 島(使)
個令2-2 電気機械器具 製造業	労働者Aが、解雇による経済的・精神的損害に対する補償金の支払いを求めてあっせんで申請 【あっせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが会社都合により離職したことを確認する。 ・事業主は解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	2. 1. 23 2. 1. 28 2. 3. 5	1回 43日 38日	藤 井(公) 山 本(労) 安 藤(使)
個令2-3 機械等修理業	労働者Aが、退職金額の算定方法に納得がいけないとしてあっせんで申請 【あっせん案要旨】 ・当事者双方は、退職金額が〇円であることを確認する。 ・事業主は説明が不十分であったこと等を認め遺憾の意を表する。	解決 (案提示)	労	2. 2. 19 2. 2. 21 2. 7. 16	1回 149日 147日	青 木(公) 穂 山(労) 塩 尻(使)
個令2-4 繊維工業	労働者Aが、解雇予告手当の支払いを求めてあっせんで申請 【打切り理由】 当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため。	打切り	労	2. 2. 25 2. 2. 26 2. 3. 27	1回 32日 31日	笠 井(公) 師 玉(労) 石 津(使)

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あつせん指各年月日 終結年月日	あつせん回数 係属日数 あつせん日数	あつせん員
個令2-5 協同組合	労働者Aが、退職強要、パワハラ、いじめ、嫌がらせの中止と現在業務による雇用継続を求めてあつせんを申請 【打切り理由】 当事者双方の主張に隔たりがあり、合意に至らなかったため。	打切り	労	2. 3. 2 2. 3. 5 2. 4. 14	1回 44日 41日	佐々木(公) 鍛冶(労) 倉垣(使)
個令2-6 生産用機械器具 製造業	労働者Aが、パワハラ及び不当な人事異動に対する謝罪と、元の職場への再異動等を求めてあつせんを申請 【取下げ理由】 退職によりあつせん事項がなくなったため。	取下げ	労	2. 3. 31 2. 4. 3 2. 4. 15	0回 16日 13日	藤井(公) 高橋(労) 南島(使)
個令2-7 生産用機械器具 製造業	労働者Aが、パワハラと退職強要によりうつ病発症及び退職に追い込まれたことに対する経済的補償を求めてあつせんを申請 【打切り理由】 事業主が、歩み寄り再考の余地なしとしてあつせんを辞退したため。	打切り (不応諾)	労	2. 5. 1 2. 5. 8 2. 6. 2	0回 33日 26日	藤井(公) 高橋(労) 南島(使)
個令2-8 人材派遣業	労働者Aが、元の職場への派遣継続又は勤務可能な新たな派遣先の提供を求めてあつせんを申請 【取下げ理由】 退職によりあつせん事項がなくなったため。	取下げ	労	2. 6. 15 2. 6. 19 2. 8. 25	1回 72日 68日	笠井(公) 山本(労) 塩尻(使)
個令2-9 農業	労働者Aが、解雇の撤回を求めてあつせんを申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが会社都合により離職したことを確認する。 ・事業主は解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	2. 7. 27 2. 7. 30 2. 9. 2	1回 38日 35日	青木(公) 穠山(労) 石津(使)
個令2-10 土石製品製造業	労働者Aが退職勧奨を受け、自己都合退職は受け入れるが退職条件に納得できないとしてあつせんを申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが自己都合により離職したことを確認する。 ・事業主は解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	2. 8. 4 2. 8. 5 2. 9. 17	2回 45日 44日	土田(公) 鍛冶(労) 南島(使)

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あつせん員指名年月日 終結年月日	あつせん回数 係属日数 あつせん日数	あつせん員
個令2-11 専門サービス業	労働者Aが、解雇予告手当の支払いを求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが普通解雇により退職したことを確認する。 ・事業主は解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	2. 9. 10 2. 9. 11 2. 10. 6	1回 27日 26日	笠井(公) 山本(労) 倉垣(使)
個令2-12 道路貨物運送業	労働者Aが、解雇の撤回を求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 当事者双方は、別途Aの勤務地及び職種を変更する内容を含んだ労働契約を締結する。	解決 (案提示)	労	2. 9. 23 2. 9. 24 2. 11. 25	3回 64日 63日	青木(公) 山縣(労) 塩尻(使)
個令2-13 社会福祉事業	労働者Aが、雇用の継続と職場環境の調整を求めてあつせんに申請 【取下げ理由】 主治医の指示があったため。	取下げ	労	2. 9. 29 2. 9. 30 2. 10. 20	0回 22日 21日	佐々木(公) 穂山(労) 石津(使)
個令2-14 介護事業	労働者Aが、未払い賃金の支払いを求めてあつせんに申請 —	—	労	2. 10. 9 2. 10. 13 (係属中)	— — —	土田(公) 師玉(労) 南島(使)
個令2-15 その他のサービス業	労働者Aが、解雇予告の支払いを求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが自己都合により退職したことを確認する。 ・事業主は解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	2. 10. 29 2. 11. 2 2. 12. 2	1回 35日 31日	藤井(公) 鍛冶(労) 安藤(使)
個令2-16 技術サービス業	労働者Aが、退職勧奨に応じる条件の調整を求めてあつせんに申請 【あつせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが○月○日に退職することを確認する。 ・事業主はAが退職に至ったことをお詫びする。 ・事業主は退職日までの給与及び賞与を支払う。	解決 (案提示)	労	2. 11. 25 2. 11. 27 2. 12. 15	1回 21日 19日	青木(公) 山本(労) 塩尻(使)
個令2-17 医療業	労働者Aが、新入社員に支払われている手当の支給を求めてあつせんに申請 —	—	労	2. 11. 26 2. 11. 30 (係属中)	— — —	笠井(公) 穂山(労) 石津(使)

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あつせん指各年月日 終結年月日	あつせん回数 係属日数 あつせん日数	あつせん員
個令2-18 医療業	労働者Aが、新入社員に支払われている手当の支給を求めてあつせんを申請 —	—	労	2.11.26 2.11.30 (係属中)	— — —	笠井(公) 穠山(労) 石津(使)
個令2-19 飲食店	労働者Aが、解雇の撤回、未払い賃金の支払い及び休憩がとれなかったことへの補償を求めてあつせんを申請 —	—	労	2.12.9 2.12.10 (係属中)	— — —	土田(公) 師玉(労) 倉垣(使)
個令2-20 飲食店	労働者Aが、解雇の撤回、未払い賃金の支払い及び休憩がとれなかったことへの補償を求めてあつせんを申請 —	—	労	2.12.9 2.12.10 (係属中)	— — —	土田(公) 師玉(労) 倉垣(使)
個令2-21 情報サービス業	労働者Aが、未払い残業手当の支払いを求めてあつせんを申請 —	—	労	2.12.21 2.12.23 (係属中)	— — —	藤井(公) 穠山(労) 石津(使)